



入監委第359号
令和8年3月26日

入間市長 杉島理一郎 様
入間市議会議長 横田淳一 様

入間市監査委員 原嶋裕子
同 小島清人

令和7年度財政援助団体等の監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を入間市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により監査結果を報告します。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査

第2 監査の対象

施設の名称	指定管理者	所管課
入間市体育施設（入間市市民体育館・入間市運動公園・入間市武道館・黒須市民運動場・中央公園）	アイル・オーエンスグループ	スポーツ推進課
入間市文化創造アトリエアミーゴ	特定非営利活動法人入間市文化創造ネットワーク	地域振興課
入間市農村環境改善センター	アイル・コーポレーション株式会社	農業振興課
入間市産業文化センター	株式会社ケイミックスパブリックビジネス	地域振興課

第3 監査の目的

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するために公の施設の管理運営に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、市民サービスの向上や経費の削減等を図ることを目的に創設された制度である。

公の施設に導入されている指定管理者制度について、選定に係る手続き、施設の管理運営が適正かつ効果的・効率的に行われているかを監査する。

第4 監査の着眼点

- 1 指定管理者の選定手続等は適正に行われているか。
- 2 指定管理者による施設の管理運営は適切に行われているか。
- 3 指定管理者制度導入の成果が得られているか。
- 4 施設管理に係る経費を把握し、検証されているか。
- 5 管理運営の検証は適時、適切に行われているか。
- 6 その他監査委員が必要と認める事項

第5 監査対象年度

令和6年度及び令和7年度（4月から10月まで）

第6 監査の期間

令和7年11月4日から令和8年2月20日まで

第7 監査の実施内容

監査対象の管理部署から指定管理者制度に関する調書及び関係書類の提出を求め、補助職員により予備審査を行わせ、令和8年1月23日に実地調査と指定管理者及び所管課からの説明徴取等により監査を行った。

第8 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。なお、「注意」「要望」事項については、対応の上、その処理経過及び結果等を所定の様式で作成し、提出されたい。

1 入間市体育施設

指定管理者：アイル・オーエンスグループ

所管課：スポーツ推進課

- (1) 施設管理の再委託業務について、市民体育館での法定点検である「直流電源装置保守点検」が実施されていなかった。直ちに点検に向けて着手したとのことであるが、法定点検は作動不良や事故等を防ぐために専門家による定期点検を実施することにより、安全な施設利用が出来るよう義務付けているものである。施設の適正管理が行われるよう再発防止のチェック体制を構築されたい。【注意】
- (2) 個人情報の取扱いについて、情報及びパソコンの管理運用は厳密に行われていたが、情報の廃棄時期が規定されていなかった。情報を長期間保存することのリスクを勘案し、指定管理者と所管課で協議の上、適切な保存期間を定められたい。【注意】
- (3) 令和6年度の武道館施設の管理業務について、改修工事による休館期間の仕様の変更や人件費の精算が行われていた。その根拠規定は、基本協定書の「定めのない事項等」により協議した結果であり、双方の合意によるものとのことである。管理業務の変更対応については、責任範囲の明確化など合意

内容を確定するため、また市民等への説明責任を果たすため、協定書に明記又は協議記録を残すなど改善されたい。【要望】

- (4) 令和6年度事業報告書の収支報告書について、「その他」の科目にまとめて報告されている支出が見受けられた。内訳については科目設定のない支出の合計額とのことであるが、指定管理料の支出の用途を明確にすることは重要であるため、科目を設定するなど透明性の高い収支報告書に改善されたい。

【要望】

- (5) 施設管理の再委託業務について、契約書ではなく見積書等で業務が行われているものが見受けられた。業務内容や双方の権利義務等を明確にするためにも契約書等を締結するなど改善されたい。【要望】

2 入間市文化創造アトリエ アミーゴ

指定管理者：特定非営利活動法人入間市文化創造ネットワーク

所管課：地域振興課

- (1) 指定管理者による利用料金額の設定や再委託は、法令または基本協定書の規定により、市が承認・承諾を行うことになっており、いずれも双方の合意等によるものとしているが、これを確認できる書類がなかった。承認や承諾の行為を記録に残し、責任を明確にするためにも書面による行為が望ましいことから改善されたい。【要望】
- (2) 令和6年度協定の修繕予算額を超えた執行があった。緊急修繕を行うため、精算項目間での流用により予算を確保したもので、その根拠規定は基本協定書の「定めのない事項等」により協議した結果とのことである。根拠規定を明確にすることが望ましいことから年度協定書に規定するなど改善されたい。【要望】

3 入間市農村環境改善センター

指定管理者：アイル・コーポレーション株式会社

所管課：農業振興課

- (1) 個人情報の取扱いについて、情報及びパソコンの管理運用は厳密に行われていたが、情報の廃棄時期が規定されていなかった。情報を長期間保存することのリスクを勘案し、指定管理者と所管課で協議の上、適切な保存期間を定められたい。【注意】

- (2) 舞台装置として吊るしワイヤーが設置されていたが、舞台及び吊るしワイヤーの利用がないことから、点検は実施されていなかった。施設を安全に利用してもらうために、舞台装置の利用及び管理方法を改善されたい。【注意】
- (3) 指定管理者による再委託は、基本協定書の規定により、市が承諾を行うことになっており、双方の同意によるものとしているが、これを確認できる書類がなかった。承諾の行為を記録に残し、責任を明確にするためにも書面による行為が望ましいことから改善されたい。【要望】
- (4) 地域の農作物を取り入れた事業を展開していた。一方で、総体的にスポーツによる利用が多いなど、設置目的と相違ある部分も感じられることから、設置目的に適した事業の充実を図られたい。また、設置当時の目的と現状を検証し、今後の施設の在り方について検討されたい。【要望】
- (5) 令和6年度事業報告書の収支報告書について、「その他」の科目にまとめて報告されている支出が見受けられた。内訳については科目設定のない支出の合計額とのことであるが、指定管理料の支出の用途を明確にすることは重要であるため、科目を設定するなど透明性の高い収支報告書に改善されたい。【要望】
- (6) 施設管理の再委託業務について、契約書ではなく見積書等で業務が行われているものが見受けられた。業務内容や双方の権利義務等を明確にするためにも契約書等を締結するなど改善されたい。【要望】

4 入間市産業文化センター

指定管理者：株式会社ケイミックスパブリックビジネス

所管課：地域振興課

- (1) 令和6年度事業報告書の利用料金に関する資料について、別紙9利用料金合計額は入金額ベースで記載して料金後納分金額を除いていることから、別紙11施設利用料金合計額と一致していなかった。決算の説明資料として合計額は一致することや円単位とすることが望ましいため、改善されたい。

【注意】

5 共通事項

- (1) 令和7年度月次報告書で報告する書類について、各施設ともガイドラインで記載すべき事項としている職員シフト表、維持管理の実施状況(清掃、警

備、施設・設備保守点検、備品管理、小規模修繕等)、事故・故障・苦情・要望等の内容及びその対応のうち、いずれかの報告がなかった。内容の把握等については、適宜把握及び対応をしているとのことであるが、報告書類は勤怠管理や利用者の利便性・安全性の向上のために施設管理業務を行う上で重要な報告書類であり、市民等への説明資料でもある。ガイドラインにより記載すべき事項とされている報告については、ガイドラインに従い、指定管理者と所管課で協議の上、施設の性格や利用形態等にあわせて改善されたい。【注意】

(2) 公有財産台帳で管理する土地・建物の面積と公募時の施設概要の面積の確認では、一致していないものが見受けられた。指定管理者には公募時に現地説明も行われたことから、管理業務に支障はないとのことであるが、所管課は施設概要を正しく把握し、正確な資料により指定管理者へ業務指示をされたい。また公有財産台帳は正確な情報を登録することが重要であることから、常に情報を更新することに留意し適切に管理されたい。【注意】

(3) 指定避難所に指定されている施設においては、指定管理者は直接的には避難者受入れの担当ではないとのことだが、避難時の初期段階では受入れ対応に携わることが想定される。災害発生時における混乱を回避、軽減するためにも、備蓄品等の保管状況を把握できる備蓄品等保管一覧表を所持し、避難者対応について災害対応の担当部署と調整されたい。【注意】

※農村環境改善センターを除く。

(4) 事故、苦情、要望等の報告書では、内容と対応の記載はあるが、解決しているかが分からない報告書が見受けられた。適切な施設管理運営をしていく上で必要となる情報であることから、ガイドラインを所管する企画課と調整し、解決内容を記載できる様式を定めるなど改善されたい。【注意】

(5) 設置目的の達成や利用促進のため、各種事業の展開や安全で快適な施設管理に取り組まれていた。目標の見える化と目標達成の確実性を高めるためにも指定管理者と所管課で協議の上、KPI(重要業績評価指標)、KGI(重要目標達成指標)を設定して取り組まれたい。【要望】

(6) 産業文化センターでは、チケット支払いのキャッシュレス化に取り組まれていた。施設管理業務において、DX化やキャッシュレス化は利用者の利便性向上や業務の効率化、また現金管理のリスク軽減等にもつながる有効な取り組みであることから、利用者アンケート等の要望や市の取り組みに併せて、各施設とも検討されたい。【要望】

参 考

監査結果の区分は以下のとおり

【勧告】

事務事業の執行等が法令に明らかに違反し、大きな影響を及ぼす可能性があり是正が必要と認められるもの、あるいは妥当性の観点から明らかに不適切で、是正等の措置が必要と認められるもの。

【指摘】

勧告には至らないものの、事務事業の執行等に合规性又は妥当性の観点から何らかの課題があり是正や改善が必要と認められるもの、あるいはその効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

【注意】

指摘ほどではない簡易なもので、事務事業の執行等に誤りがあり、是正や改善が必要と認められるもの、あるいはその効果が不十分なため改善が必要と認められるもの。

【要望】

事務事業の執行等は適正と認められたが、より合理的、効率的な行政執行の確保に資するため、特に要望等をする必要があると認められるもの。